

茨城県報 第7591号

昭和62年10月1日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●字の区域及び名称の変更(地方課)	1
●有害興行(映画)の指定(県民生活課)	2
●法定伝染病予防事業負担金交付要項の一部改正(保健予防課)	3
●新規土地改良事業の審査(農地管理課)	3
●定款変更の認可()	4
●道路の区域変更(5件)(道路維持課)	4
●河川法に基づく協議(河川課)	7
●土地改良事業の工事完了(4件)(土地改良事務所)	8

公 告

●都市計画案の縦覧(5件)(都市計画課)	9
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	12

告 示

茨城県告示第1322号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により北茨城市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部及びその名称の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

関南町神岡下字八合 1175の1の内、1176の1の内、1176の2の内、1177の内、
1178、1179の内、1181の1の内、1181の2の内、1187の
2の内、1188の2の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を関南町神岡下字狸々内に変更。



茨城県告示第1323号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
204	映 画	新未亡人下宿 三食そい寝つき	新 東 宝
205	〃	オリエントSEXプレス	ニューセレクト
206	〃	ロリータ・エクスタシー 肉 あ さ り	に っ か つ
207	〃	絶倫いんらん女帝	新 東 宝
208	〃	誘拐・いたぶる	大 蔵
209	〃	にっかつニュース 美味しい女たち	に っ か つ
210	〃	美味しい女たち	〃
211	〃	幻想のレクイエム	ニューセレクト
212	〃	アポロンの洞窟	〃
213	〃	エンタシスの伝説	〃
214	〃	儀 式 の 詩	〃
215	〃	にっかつニュース 夢 どれい	に っ か つ
216	〃	夢 どれい	〃
217	〃	ロリータ・バイブ責め	〃
218	〃	痴漢電車 立ちっぱなし	大 蔵
219	〃	眠らせていたずら	東 活
220	〃	ハード・ウーマン 奥 大 好 き	ジョイパック
221	〃	変 態	新 東 宝
222	〃	のぞきたがる娘たち	東 活
223	〃	赤い縄一果てるまで一	に っ か つ
224	〃	小林ひとみの本性	ジョイパック
225	〃	ザ・ペッチェング4 舌 戯	新 東 宝
226	〃	セクサビジョン 襲 く ら べ	ニューセレクト
227	〃	むちむち絶品の女	大 蔵
228	〃	妻たちの不倫 漏 れ る	新 東 宝
229	〃	にっかつニュース 赤い縄一果てるまで一	に っ か つ

230	映 画	ジョイパックニュース 小林ひとみの本性	ジョイパック
231	〃	につかつニュース ザ・本番OL採用試験	につかつ
232	〃	(短篇予告) 中年婦人の不倫	ジョイパック
233	〃	(短篇予告) セクサビジョン襲くらべ	ニューセレクト

茨城県告示第1324号

法定伝染病予防事業負担金交付要項 (昭和43年茨城県告示第 216 号) の一部を次のように改正する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 2 条第 1 項、ただし書中「次条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号の予防費」を「次条第 1 項の各号に掲げる予防費」に改める。

付 則

この告示は昭和62年 9 月 1 日から施行する。

茨城県告示第1325号

随分附土地改良区から昭和62年 7 月28日付けで認可申請のあった北川根地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

随分附土地改良区定款の写し

北川根地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和62年10月2日から昭和62年10月23日まで

3 縦 覧 の 場 所 友部町役場

茨城県告示第1326号

昭和62年5月7日付けで吉生土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和62年9月25日認可した。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡美野里町大字堅倉 字池下531-1番地から	旧	最大 11.0	92.0	
		最小 8.0		
東茨城郡美野里町大字堅倉 字住崎東887-1番地まで	新	最大 11.0	92.0	迂回路設置
		最小 8.0	92.0	
		最大 8.6		
		最小 6.4		

茨城県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市茅根町字遠山野 1197番地先から	旧	メートル 最大 9.2	メートル 5,225.0		
常陸太田市里野宮町64番地先まで		最小 2.0			
常陸太田市茅根町字遠山野 1197番地先から		最大 67.0	5,122.0		
常陸太田市里野宮町263番1地先まで		最小 6.5			
常陸太田市茅根町字遠山野 1197番地先から	新	最大 55.0	5,122.0		常陸太田市へ移管の ため
常陸太田市里野宮町 263番1地先まで		最小 6.5			

茨城県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間		敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市春友町字前田 485番1地先から	旧	メートル 最大 12.9	メートル 3,314.0		
日立市東河内町字塚田 340番2地先まで		最小 4.0			
日立市東河内町字宿1番地先から	新	最大 10.9	581.0		
日立市東河内町字塚田 340番2地先まで		最小 4.5			
常陸太田市春友町字前田 485番1地先から		最大 40.2	3,179.0		常陸太田市へ移管す るため
日立市東河内町字塚田 340番2地先まで		最小 12.0			

茨城県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡山方町大字照田 字宮作14-6番地から	旧	最大 13.3	512.0	
		最小 4.1		
那珂郡山方町大字照田 字岸内1894-1番地まで	新	最大 13.3	512.0	
		最小 4.1		
		最大 22.0	560.0	
		最小 12.0		

茨城県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沢水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字長田 字杉町1-1番地から	旧	メートル 最大 13.0	メートル 2,077.0	
		最小 4.8		
那珂郡大宮町大字東野 字沖4903-1番地まで	新	最大 13.0	2,077.0	
		最小 4.8		
		最大 23.0	2,050.78	
		最小 11.0		

茨城県告示第1332号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県境土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河川管理施設の位置
利根川水系一級河 川西仁連川	左岸堤防	猿島郡三和町大字尾崎字前表991番地先から 猿島郡三和町大字東山田字十九丁5776番地先まで
	右岸堤防	猿島郡三和町大字東山田字米倉4934-3番地先から 猿島郡三和町大字東山田字米倉4951-3番地先まで
利根川水系一級河 川東仁連川	右岸堤防	猿島郡三和町大字尾崎字前表1019番地先から 猿島郡三和町大字長エ門新田字東田252番地先まで

2 管理を行う者の住所及び氏名

住 所 猿島郡三和町大字仁連2065番地

氏 名 道路管理者 三和町長 大 山 真 弘

3 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物、その他もっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。

(2) 管理する兼用範囲及び維持範囲については、別添横断図のとおりとする。

(3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧。

4 管理の期間

昭和62年10月1日から道路の存続する日まで。

茨城県告示第1333号

昭和53年4月3日付け農管指令第151号をもって認可のあった本戸地区土地改良事業については、昭和62年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第1334号

昭和56年3月30日付け農管指令第138号をもって認可のあった常北地区土地改良事業については、昭和62年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第1335号

昭和56年11月30日付け農管指令第631号をもって認可のあった杉崎地区土地改良事業については、昭和61年9月22日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第1336号

昭和58年7月4日付け農管指令第325号をもって認可のあった江戸地区土地改良事業については、昭和62年3月3日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

公 告

●都市計画案の縦覧

水戸勝田都市計画用途地域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

(1) 那珂湊市

ア 第一種住居専用地域

(ア) 追加する部分

那珂湊市田宮原の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下、容積率80パーセント以下

(ウ) 削除する部分

那珂湊市扇田谷津、神敷台、鍛冶屋窪、涌井戸、西赤坂及び田宮原の各一部

イ 第二種住居専用地域

削除する部分

那珂湊市田宮原の一部

ウ 住居地域

(ア) 追加する部分

那珂湊市扇田谷津、神敷台、鍛冶屋窪、涌井戸、西赤坂及び田宮原の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下

(2) 勝田市

第一種住居専用地域

ア 追加する部分

勝田市大字武田字喜多橋、字塙、字久保及び字西塙の各一部

イ アに係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下、容積率80パーセント以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 那珂湊市役所建設部都市計画課
- (3) 勝田市都市計画部計画課

4 縦覧期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月15日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(ア) 那 珂 湊 市

市街化区域に追加する部分

那珂湊市田宮原の一部

(イ) 勝 田 市

市街化区域に追加する部分

勝田市大字武田字喜多橋，字塙，字久保，及び字西塙の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 那珂湊市役所建設部都市計画課
- (3) 勝田市役所都市計画部計画課

4 縦覧期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月15日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある場合は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類 水戸・勝田都市計画土地区画整理事業（勝田地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
除外する土地
勝田市大字武田字中新句、字後久保、字上新句の各全部
字下屋敷の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市計画課
 - (2) 勝田市区画整理課
- 4 縦覧期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月15日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある場合は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類 水戸・勝田都市計画土地区画整理事業（神敷台地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する土地
那珂湊市田宮原の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市計画課
 - (2) 那珂湊市区画整理課

4 縦覧期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月15日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業を決定する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業（武田地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

勝田市大字武田字上新句，字中新句，字後久保，字一本松，字新地，字猫山，字久保，字西谷津，字西台の全部

字下新句，字六反町，字向山，字石高，字塙，字西塙，字喜多橋，字宮前，字原前，字下屋敷，字東谷津，字千手の各一部

勝田市大字堀口字向坪の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 勝田市区画整理課

4 縦覧期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月15日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市薄倉町字北野原2387番3から同番11まで，2387番18，2388番1から同番3まで，2388番5から同番7まで，2388番11，同番12，2388番16，2388番18から同番22まで，2388番24，同番25，2389番，1855番1，同番2，1856番1，同番2，1860番から1862番，1864番，1866番，1867番1，1867番3，1880番2，1885番2，1886番から1893番まで，1893番2，

1894番, 1894番2, 1895番, 1895番2, 1896番から1898番まで, 1898番2, 1899番, 1900番, 1900番2, 1901番から1904番まで, 1904番2, 1905番1, 同番2, 1906番から1911番, 1913番, 1914番1, 同番2, 1915番, 1919番, 3003番, 3005番, 3007番から3009番まで, 3012番

2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市羽原町1984

三新興業株式会社

代表取締役 新 川 清

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字柵木字柵木180番

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪980番地の1

有限会社 藤代相互不動産

代表取締役 長 棹 茂 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字谷井田字南耕地2172

2 事業主の住所及び氏名

土浦市真鍋一丁目10番8号

関東鉄道株式会社

取締役社長 佐 藤 賢 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字尾崎字本田4708番1, 4711番, 4748番, 4751番1, 4752番, 4753番, 4755番, 1, 4756番1, 4757番, 4759番1,

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区井草1丁目3番10号

丸萬商事株式会社

代表取締役 室 岡 醇 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町石塚字南行2408番3, 2409番8, 2391番1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡常北町大字石塚1428番25

常北町長 松 崎 和 治

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)